

江東区立公園内原っぱ整備工事及び管理運営業務委託事業者選定プロポーザル実施要領

1 目的

江東区（以下、「区」という。）では、区政世論調査や（仮称）大島九丁目公園整備事業ワークショップでの意見交換により、公園整備における「原っぱ」の区民ニーズは高いものであると認識している。

区では、これまでに公園の芝生整備を実施してきたが、日照時間の確保、利用（踏圧）による損傷、維持管理コスト等に課題がある。

これに対し、芝生100%にこだわらない、芝等の地被類と相性の良い植物とを混植し、一定程度の雑草も容認する「原っぱ整備」であれば、小規模公園における利用に耐え、維持管理コストを抑制した公園管理を行うことができる可能性がある。

本業務は、「原っぱ整備」について、整備する土壌基盤や、採用する地被類及び矮性の植物の適性等を検証するとともに、整備中・養生期間・開放後の各段階において、親子で参加する整備体験及び活用イベントを開催する、区民参加型の事業手法を検証する。

この実施要領は、江東区立公園における原っぱの整備工事及び管理運営業務委託の事業者を一括して公募型プロポーザル方式により選定する手続き等について、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

- ア 江東区立公園内原っぱ整備工事
- イ 江東区立公園内原っぱ管理運営業務委託

(2) 業務内容

別紙「工事仕様書」「委託仕様書」「平面図」「要求水準書」のとおり

(3) 履行期間

- ア 江東区立公園内原っぱ整備工事

① 令和4年度

契約確定日の翌日（令和5年1月下旬予定）から令和5年3月31日まで

② 令和5年度

契約確定日の翌日（令和6年1月予定）から令和6年3月31日まで

- イ 江東区立公園内原っぱ管理運営業務委託

① 令和5年度

令和5年4月1日から令和5年11月30日

② 令和6年度

令和6年4月1日から令和6年11月30日

※いずれの業務においても実績良好の場合は、次年度の契約（ア②及びイ②）を締結することができる。

(4) 契約上限額（税込）

ア 江東区立公園内原っぱ整備工事

① 令和4年度：17,600千円

② 令和5年度：19,200千円

イ 江東区立公園内原っぱ管理運營業務委託

① 令和5年度：8,816千円

② 令和6年度：9,191千円

※ただし、令和5年度以後における本業務の実施及び契約上限額は、各年度とも各年の第1回江東区議会定例会における当初予算の議決を前提としているため、金額の変更又は契約の中止となる場合がある。それに伴い、応募者又は受託候補者に損害が生じた場合であっても、区はその損害の一切を負担しない。

3 参加資格

本プロポーザルの参加資格を有する者は、参加申込書の提出日において以下の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 次の欠格事由にいずれも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。

イ 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等)にある者。

ウ 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(27江総経第3281号)による指名停止を受けている者。

エ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の滞納している者。

オ 経営者又は代表者等(法人においては役員等)及び従事者、並びに経営監督する立場にある法人及び個人において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団及びその構成員と関係があると認められる者。

(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建設業許可(造園工事業)を受けている者であること。

4 スケジュール

- | | |
|-------------|--------------------------|
| (1) 実施要領の公表 | 令和4年10月28日(金) |
| (2) 質問受付期間 | 実施要領の公表から令和4年11月14日(月)まで |
| (3) 質問最終回答 | 令和4年11月16日(水) |
| (4) 参加表明期限 | 令和4年11月24日(木) |
| (5) 提案書提出期限 | 令和4年12月1日(木) |
| (6) 第1次審査結果 | 令和4年12月13日(火)までに通知 |
| (7) 第2次審査 | 令和4年12月21日(水)(予定) |
| (8) 選定結果通知 | 令和4年12月23日(金) |

5 実施要領の公表

- (1) 公募期間
令和4年10月28日（金）から令和4年11月24日（木）
- (2) 公募方法
区ホームページにて公表

6 質問受付

- (1) 受付期間
実施要領の公表から令和4年11月14日（月）17時00分まで
受付期間外に到着した質問は、無効とする。
受付期間内であれば、複数回の提出を認める。
- (2) 質問方法
様式8「質問書」に質問内容を記入し、次のアドレス宛にメールにて提出。
- (3) 提出先
区立公園原っぱ整備プロポーザル事務局（土木部河川公園課計画調整係）
kasenkeikaku@city.koto.lg.jp
- (4) 回答方法
随時区ホームページに掲載し、個別の回答は行わない。
最終回答は、令和4年11月16日（水）17時00分までに掲載する。
- (5) 注意事項
第1次審査から第2次審査までの間には質問期間を設けないため、第2次審査に関する質問についても(1)の期間内に行うこと。
質問は、質問者自らが十分に調査・検討をした上で提出すること。
プロポーザルの趣旨に鑑み、提案内容についての質問や、審査の優劣に関係すると考えられる質問を行わないこと。
質問の回答は、本要領及び仕様書等の追加又は訂正とみなすため、参加表明書及び提案書の提出にあたっては、最終回答を十分確認すること。

7 参加表明

- (1) 提出期限
令和4年11月24日（木）必着
- (2) 提出書類
以下の資料をA4のフラットファイルに綴じたもの 1部
 〃 PDF化したデータを格納したCD-R、DVD-R又はBD-R 1枚
ア 参加表明書（様式1）
イ 会社等概要書（様式2）
ウ 添付資料
 - ・登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）
 - ・財務諸表（直近3期分）
 - ・業務経歴書（直前の決算期のもの）

- ・納税証明書（直前の決算期のもの、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税）
- ・建設業許可の通知書の写し又は建設業許可証明書（発行後3か月以内のもの）

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

ア 持参

事前に電話連絡のうえ、平日9時00分から11時30分及び13時から16時30分までに、次の提出先まで申込事業者の担当者が直接持参すること。

イ 郵送

事前に電話連絡のうえ、必ず書留扱いとして、次の提出先まで郵送すること。発送後は、速やかに追跡番号をメールにて事務局宛に通知すること。なお、配達遅延等により提出期限までに到着しなかった場合は、提出を受付しない。

(4) 提出先

〒135-8383 江東区防災センター6階6-2窓口
 区立公園原っぱ整備プロポーザル事務局（土木部河川公園課計画調整係）
 電話 03-3647-9426（直通） メール kasenkeikaku@city.koto.lg.jp

(5) 注意事項

提出書類は、区から指示があった場合を除き提出後の追加及び修正を認めない。

8 審査方法

(1) 本プロポーザルの審査は、3段階方式とする。

ア 形式審査 提出書類について、参加資格を確認する。

イ 第1次審査 形式審査を通過した参加者の提出書類について、評価基準に基づき評価する。

ウ 第2次審査 第1次審査を通過した参加者に対して、プレゼンテーション審査及びヒアリング審査を実施し、評価基準に基づき評価する。

(2) 形式審査は、事務局において、第1次審査及び第2次審査は、区職員で組織する選定委員会において審査を行う。

(3) 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が契約上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 形式審査

(1) 内容

「7 参加表明」により提出のあった書類について、参加資格を満たしているか審査を行う。

欠格事由に該当すると認めた場合は、以後本プロポーザルには参加できない。

提出書類に記載漏れ又は不足等の不備があった場合は、該当部分について提出期限までの再提出を認める。

参加資格を全て満たし、提出書類の記載事項に不備がなく、必要な書類が添付されていると認めた場合は、参加申込みを受付けし、提案書の提出を求める。

(2) 結果通知

参加表明書等の提出又は再提出があった日の翌日から起算して2営業日以内に、個別にメールで通知し、別途書面通知も行う。ただし、令和4年11月24日（木）に提出又は再提出があった場合は、令和4年11月25日（金）までに個別にメールで通知し、別途書面通知も行う。

10 提案書の提出

(1) 提出期限

令和4年12月1日（木）必着

(2) 提出書類

以下の資料をA4のフラットファイルに綴じたもの 正本1部、副本6部

〃 PDF化したデータを格納したCD-R、DVD-R又はBD-R 1枚

ア 提案書（鑑）（様式3）

正本に押印したものを綴じ、副本には写しを綴じること。

イ 業務実績書（様式4）

ウ 業務実施体制（様式5）

エ 業務提案書（様式6）

オ 価格提案書（様式7）

数量及び人工を明記すること

カ 提案書概要版（様式自由、A3用紙1枚、両面使用可）

業務提案書（様式6）の内容を簡潔にまとめて記載すること。

着色、写真・イラスト・図面・フローチャート等の使用も可とする。

※第2次審査は、この資料を主にプレゼンテーションを行っていただきます。

(3) 提出方法及び提出先

「7 参加表明」に準じる

(4) 注意事項

業務提案書は、履行期間全体（アの①②及びイ①②）の業務提案を行うこと。

業務提案に当たっては、要求水準書の記載事項を確認すること。

フラットファイルには、事業者名、件名、内容その他一切の事項は記載しないこと。

提出書類は、区から指示があった場合を除き提出後の追加及び修正を認めない。

1.1 第1次審査

(1) 内容

「1.0 提案書の提出」により提出のあった書類について、評価項目に基づく書類審査を行い、第2次審査の対象となる事業者を選定する。

(2) 評価項目

別紙「評価基準」のとおり

(3) 第2次審査対象の選定方法

書類審査の得点が高い者上位3者程度を、第1次審査の通過者として第2次審査対象とする。ただし、総合点が1080点未満の場合は、第2次審査対象に選定しない。

(4) 結果通知

提案書の提出者全員に対して、令和4年12月13日（火）までに個別にメールで通知し、別途書面通知も行う。

1.2 第2次審査

第1次審査を通過した参加者に対して、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、事業者を選定する。

(1) 実施日時

令和4年12月21日（水）（予定）

(2) 実施場所

江東区役所内会議室

(3) 出席者

代表者及び業務責任者又は主たる業務担当者で合計3名以内とする。再委託の予定がある場合の委託先担当者の出席は、認めない。

(4) 内容

業務提案書及び提案書概要版（以下「提案書等」という。）を用いて、業務責任者又は主たる業務担当者が口頭で説明すること。

説明にスライドショー等を用いることも許容するが、その場合は事前に事務局まで連絡すること。その場合のプロジェクター及びスクリーンは、事務局で用意する。

プレゼンテーションやスライドショー等の内容は、提案書等に記載の範囲内とする。

時間は、プレゼンテーションを20分間、質疑応答を20分間の計40分間を想定している。詳細は、第1次審査を通過した参加者に通知する。

(5) 候補者の選定方法

ア 第2次審査最高点の者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

(6) 結果通知

第2次審査参加者に対して、令和4年12月23日（金）までに個別にメールで通知し、別途書面通知も行う。

1 3 選定結果の公表

契約締結後速やかに、以下の項目について江東区ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

ア 候補者の名称、総合点及び選定理由

イ 候補者以外の参加者の名称及び総合点

候補者以外の参加者の名称は、ABC 表記とし、総合点は点数順で表記する。

参加者が 2 者の場合、次点者の得点は公表しない。

1 4 契約手続

- (1) 契約の相手方の候補者に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

1 5 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1 者につき 1 提案に限る。
- (3) 企画提案書及び価格提案書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定める単位とする。
- (7) 提出書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることもある。

問合せ先

区立公園原っぱ整備プロポーザル事務局（土木部河川公園課計画調整係）

電話：03-3647-9426

E-mail：kasenkeikaku@city.koto.lg.jp